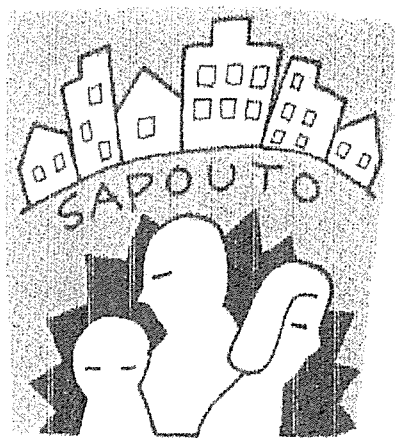


会派の勢力を誇示するための議案審議は、やめてほしい！

議会は、住民、町、将来に何がなかで、議案審議を。

6月議会では、私の提出した議案、提出先が県知事の「早期に犯罪被害者の被害回復制度の創設を求める意見書（案）」を9票対10票で、嵐山町政治倫理条例(案)を7票対12票で否決。政治倫理条例は、3月議会で、決議が否決されたので仕方ないのですが、「被害者回復制度の創設を求める意見書」が否決されるとは思っていませんでした。ボートピア誘致による誤認襲撃の住民の方に対して、嵐山町は、何の保障もできないこと、国の制度もないことから、日本で初めてという嵐山町犯罪被害者等支援条例を制定しました。先進地として嵐山町議会が、埼玉県、他市町村にも被害者支援を働きかけるための意見書です。1期の村田広宣議員が、時期尚早という反対討論をしました。

嵐山町議会は議員の4分の3が1、2期です。2期以上の議員は、嵐山町が条例制定した理由、行政に被害者支援施策がないことを知っています。会派「新政嵐山21」の松本美子、秋葉臣穂、千野一男、新井国太郎各議員と根岸豊議長の議員としてのリーダーシップに首をかしげます。



早期に犯罪被害者の被害回復制度の創設を求める意見書（案）

犯罪被害者の権利は、現行法制度上確立されておらず、被害回復においてさまざまな困難があることは、昨今の被害者の訴えで明らかになってきた。政府は、司法における犯罪被害者の権利を確立するために、本年5月刑事訴訟法を改正するとともに犯罪被害者保護法を制定し一歩前進した。

犯罪被害者の司法における権利確立は、国において行わなければならないが、被害回復のための支援は、生活の基盤である地方行政から進めて行くことが必要である。

嵐山町においては、犯罪被害者等支援条例を昨年9月に制定し、本年4月に施行した。埼玉県行政において、埼玉県警察との連携のもとに生活の基礎自治体である市町村や県民と共に、犯罪被害に関する療養費等の助成など各種犯罪被害者支援の具体策を講じ、早期に犯罪被害者の被害回復制度を創設することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成十二年六月

埼玉県知事

嵐山町議会

議員名	年齢	所属会派	期数	ボートピア誘致に反対を求める陳情 (1997年12月)		ボートピア誘致を求める陳情 (1997年12月)		嵐山町政治倫理条例制定の議案	埼玉県知事へ提出する「早期に犯罪被害者支援制度の確立を求める」意見書
				—	—	○	○		
岡野璃恵子	59	都幾の会	1	—	—	○	○		
小原 明	47	新政嵐山21	1	—	—	×	×		
上平 真郷	53	清明会	1	—	—	○	×		
河井 勝久	55	清明会	1	—	—	×	○		
鈴木 勝江	49	新政嵐山21	1	—	—	×	×		
藤野 幹男	54	新政嵐山21	1	—	—	×	×		
村田 広宣	50	新政嵐山21	1	—	—	×	×		
柳 勝次	61	新政嵐山21	1	—	—	×	×		
秋葉 臣穂	56	新政嵐山21	2	○	×	×	×		
安藤 欣男	58	清風会	2	×	○	×	○		
岩澤 勝	58		2	×	○	○	○		
川口 浩史	45	共産党	2	×	○	○	○		
清水 正之	49	共産党	2	×	○	○	○		
根岸 義幸	51	清風会	2	×	○	×	○		
松本 美子	56	新政嵐山21	2	○	×	×	×		
渋谷登美子	49	都幾の会	3	×	○	○	○		
千野 一男	57	新政嵐山21	4	×	×	×	×		
根岸 豊	49	新政嵐山21	5	×	○	議長	議長		
三村 泰明	61	清風会	6	×	○	○	○		
新井国太郎	74	新政嵐山21	7	×	○	×	×		

議会は、26日からです。／みんなの会・9月17日（日）3時
勤労福祉会館……町、議会に望むことなど話し合しましょう。